

# 葛巻町農業委員会 第33回総会議事録

1 日 時 令和3年3月26日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて
- 議案第7号 令和3年度農作業賃金標準額(案)の承認について
- 議案第8号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第2号 農地等の利用状況報告書の受理について
- 議案第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

- ① 深 澤 進                      ② 門 場 政 一                      ③ 藤 森 康 隆
- ④ 藤 岡 俊 策                      ⑤ 川 崎 美由起                      ⑥ 久 保 淳
- ⑦ 落 宰 勝                      ⑧ 星 野 順 子                      ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

6 議事録署名委員

- ③ 藤 森 康 隆                      ④ 藤 岡 俊 策

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長)      松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長   ただ今から葛巻町農業委員会第33回総会を進めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思  
います。  
よろしくお願いいたします。

**【あいさつ】**

会 長   ご苦労様です。  
年度末といいますが、令和2年度最後の総会ということで全委員出席となりました。それ  
ぞれ皆さんお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。  
今日の午前中は認定農業者協議会の総会ということで認定農業者の方々には、出席して  
いただきました。ご苦労様でした。  
昨年に上山さんが亡くなりまして、1年間1名少ない状況でしたが、4月から住民会計  
課から吉田係長が加わりますのでよろしくお願います。  
また、高館促進員と馬場さんが今月いっぱい辞められるということでした。大変ご苦  
労様でした。

**【開 会】**

議 長   それでは、総会に入ります。  
ただ今から、葛巻町農業委員会第33回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。  
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

**《日程第 1》**

議 長   日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
議事録署名委員は、3番藤森委員、4番藤岡委員のお二人を指名いたします。  
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

**《日程第 2》**

議 長   次に、日程第2「会期の決定」を行います。  
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長   異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

**《日程第 3》**

議 長   次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

**【主幹 挙手】**

議 長   松尾主幹。  
主 幹   はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
3月5日(金)~ 16日(火)	3月定例議会 (議 場)	深澤会長 松浦事務局長
3月10日(水)	個人経営の法人化に係る研修会 (盛岡市：教育会館)	藤森委員 久保委員

			辰柳推進委員
3月11日(木)	家族経営協定推進セミナー (盛岡市:教育会館)		松尾主幹
3月12日(金)	岩手県農業会議通常総会 (盛岡市:エスポワール)		深澤会長 松尾主幹(町長代理)
3月15日(月)	現地確認調査 (町内)		藤森委員 落宰委員 松浦事務局長 松尾主幹
3月17日(水)	新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 (盛岡市:勤労福祉会館)		上家推進委員
3月16日(火)	集落座談会	橋場生活改善センター・江刈農村センター	深澤会長・今待推進委員
		遠矢場林業研修センター・五日市生活改善センター	川崎委員・久保委員・市村推進委員
3月17日(水)	集落座談会	元木生活改善センター・小屋瀬農村センター	落宰委員
		ゆきわり荘・土谷川生活改善センター	芳田推進委員
3月18日(木)	集落座談会	星野生活改善センター・小田林業研修センター	門場代理・星野委員・遠藤推進委員
		冬部生活改善センター・田野構造改善センター	南坂委員・端坂推進委員
3月19日(金)	集落座談会	総合センター	藤岡委員・藤森委員・高家推進委員

- 以上でございます。
- 議長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。
- 議長 【「なし」の声】
- 議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。
- 議長 《日程第4》
- 議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。
- 議長 【松尾主幹 挙手】
- 議長 松尾主幹。
- 議長 議案書は1・2ページをご覧ください。
- 議長 本日の農地法第3条の案件は2件でございます。
- 議長 1件目は、●●●の●●●●●●●●●●さん所有の畑2筆 10,227㎡を、●●地区の●●●●●●●●●●さんへ有償移転するものです。
- 議長 申請地の位置図は、7ページをご覧ください。
- 議長 調査書は、3ページに記載しておりますが、すべての項目において問題なく、譲受

人は和牛農家として農業を営んでるため、今後も農地として利用していくと思われま  
す。

2件目は、●●●地区の●●●●さん所有の田畑14筆合計 36,544㎡を、息子であ  
る●●●●さんへ使用貸借するものです。

申請地の位置図は14ページから17ページをご覧ください。

調査書は9ページに記載しておりますが、長男である●●さんへ経営移譲するもの  
で、現地調査で作物が作付けされていることも確認できており、特に問題ないものと  
思われます。

なお、地区担当の遠藤推進委員と外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を  
受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案はそれぞれ現地確認が行われております。  
現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

### 【3番 藤森委員 挙手】

議 長 藤森委員。  
3 番 現地確認結果を報告します。

1件目は、有償譲渡すなわち売買による所有権移転でございます。

2件目は、経営移譲に伴う後継者への使用貸借であります。

いずれの案件も、申請のあった土地については、適切に耕作されていることが確認  
できました。よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題  
はないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

### 【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

### 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることにつ  
いて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

### 【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めること  
について」を原案のとおり承認することに決定いたします。

## 《日程第5》

議 長 次に日程第5「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決  
定を定めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

### 【松尾主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

議案書は20ページをご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。

この2件の案件は、同じ●●●地区の隣接農地で、申請人が高齢で自作できないた  
め、同地区の担い手へ貸付していたところ、山林に囲まれた農地のため、道幅が狭  
く、大型作業機が入っていけないなどの理由から農地を返還され、耕作放棄地となっ  
ている場所です。

1件目は、●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●字●●●の畑1筆1,113㎡で  
す。

2件目は、同じく●●●地区の●●●●●さんの農地で、●●字●●●の畑1筆2,42

2㎡です。

申請地の位置図及び配置図は、24ページと30ページをご覧ください。●●さんと●●さんの農地が隣接していることがわかります。事業計画書は23ページと29ページをご覧ください。いずれも、先ほどご説明したとおり、農地として利用するには条件が悪く、借り手がないまま耕作放棄地にするよりも、植林し有効活用することは、妥当と判断しました。

調査書は21ページと27ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、すべての項目において許可要件を満たしていると認められます。

なお、地区担当の遠藤推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。  
現地確認結果の報告を7番落宰委員お願いします。

**【7番 落宰委員 挙手】**

議 長 落宰委員。  
7 番 現地確認の結果を報告します。

この2つの案件は、農地に植林をしようとするもので、所有者は異なりますが、隣接する農地であります。申請のあった土地は、いずれも、形状の関係から大型機械での農作業が危険であると思われます。また周囲が山林であることから、周辺の農用地への影響もないものと思われます。

よって、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

**《日程第6》**

議 長 次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

**【松尾主幹 挙手】**

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は33ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

農地の所在は●●第●●地割字●●で、●●地区の●●●●さん所有の田2筆13,727㎡に、婿であります●●●●さんが、酪農経営規模拡大のため、乳牛を40頭から100頭に増頭し、搾乳用牛舎1棟・堆肥舎1棟・バンカーサイロ1棟を新築しようとするものです。永久転用となります。

申請地の位置につきましては37ページをご覧ください。  
調査書は34ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

また、既存の牛舎に隣接しており、作業効率の面からみても他に代替地はないものと思われまます。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。  
現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

**【3番 藤森委員 挙手】**

議長 藤森委員。  
3番 現地確認結果を報告します。  
この案件は、牛舎建築のための永久転用でございます。  
申請地は、既存の牛舎に最も近い場所で、100頭規模の牛舎の建設用地としては、最も適切な場所であると思われました。

また、転用する面積は必要最小限で、周辺の農地への影響もないものと思われました。よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。  
よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

**《日程第7》**

議長 次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

**【松尾主幹 挙手】**

議長 松尾主幹。  
主幹 議案書は46ページをご覧ください。  
「所有権移転分」について、ご説明いたします。

●●地区の●●●●さん所有の●●字●●●の田2筆3,296㎡を、公益社団法人岩

手県農業公社へ所有権移転するものです。

移転の時期や支払方法、売買価格等の詳細や面積などについては、それぞれ、お目  
どおしいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原  
案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につい  
て」を原案のとおり承認することに決定いたします。

## 《日程第8》

議 長 次に日程第8「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について」を議題に供します。

この案件は、出席番号16番の今待推進委員が利用権を受ける当事者の家族となりますの  
で、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願い  
いたします。

【16番 今待推進委員 退席】

議 長 事務局より議案の説明を求めます。

【松尾主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

議案書は47ページから48ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

利用目的や期間、賃借料等の詳細や面積などについては、それぞれ、お目どおしい  
ただきたいと思います。

1番は、●●地区の●●●●●●さん所有の田1筆1,180㎡を、●●地区の●●●●  
さんと賃貸借するものです。新規の案件です。

2番は、●●●地区の●●●●●●さん所有の畑4筆10,496㎡を、息子である●●●●●  
さんと使用貸借するものです。親子間の利用権移転となります。

3番は、●●地区の●●●●●●さん所有の畑5筆3,315㎡を、●●●●地区の●●●●  
●●さんと使用貸借するものです。新規の案件です。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。



【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。  
8 番 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。  
よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり承認することに決定いたします。  
今待推進委員は入室してください。

【16番 今待推進委員 入室】

《日程第9》

議 長 次に日程第9「議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【松尾主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。  
主 幹 議案書は49ページからご覧ください。  
この案件は、●●●地区の●●●●●さん所有の●●第●地割字●●●の畑1筆1,302㎡です。

農地以外の目的に供されるに至った理由は、元々、1筆が20,214㎡の広大な畑であったが、高齢で広い農地への自作が難しくなり、管理出来なくなったため一部が山林化してしまい、山林化部分を分筆登記したものです。残りは農地として利用することで、今回は、分筆した山林化部分の適用外証明願となります。

約30年以上農地として利用されておらず、すでに山林化しており、再生するには伐根作業等が必要となることから、また傾斜地のため現状として農地としての再生利用は見込まれないものと判断いたしました。

申請地の位置につきましては 51ページをご覧ください。

なお、地区担当の高家推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。  
現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

【7番 落宰委員 挙手】

議 長 落宰委員。  
7 番 現地確認結果を報告します。  
この案件は、現況が非農地である農地について、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。

この土地は、既に山林化しており、また、傾斜地でもあることから、農地として利用することは困難であり、農地でないことを証明することに問題はないと判断いたしました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第6号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第6号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第10》

議長 次に日程第10「議案第7号 令和3年度農作業賃金標準額（案）の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【松尾主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

議長 議案書は52ページからご覧ください。

議長 令和3年度の農作業賃金標準額につきましては、先ほど、総会前に農政小委員長より説明がありましたとおり、2月19日に農政小委員会で原案を作成し、その後2月26日に農作業賃金等設定検討会を開催して内容を精査したものが、標準額表(案)となっております。

議長 53ページをご覧ください。

議長 新年度との変更点は、岩手県最低賃金が昨年10月に790円から793円に改定されたことに伴い、作業別賃金の標準額を200円ずつ引き上げることで見直しを行ったものです。

議長 それに伴い、超過時間給と時間給も値上げとなっております。

議長 これは、岩手県の最低賃金が示されるのが毎年10月頃とされており、年度途中で賃金が値上げされた場合でも、来年の3月までに最低賃金を下回らないよう標準額を設定しました。

議長 また、岩手県農業会議の指針に基づき、他市町村の状況を踏まえ、作業機ごとの農作業請負料金についても、100円～400円程度の値上げを行ったものです。

議長 また、前年度と変更となるところは、摘要欄のトラクターの馬力を30馬力以上と本年度は変更しました。これは、農政小委員会の話し合いの中で、トラクターは年々大型化しており、昨年度の表記30～50馬力は、今は、ほぼ存在しないとの指摘を受け、30馬力以上としました。

議長 以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

議長 これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。  
議長 議案第7号「令和3年度農作業賃金標準額（案）の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。  
議長 よって議案第7号「令和3年度農作業賃金標準額（案）の承認について」は原案のとおり決定し、4月1日から適用することになりますので、よろしく願います。

**《日程第11》**

議長 次に日程第11「議案第8号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

**【松尾主幹 挙手】**

議長 松尾主幹。  
議長 議案書は、54ページをご覧ください。  
議長 農業委員会事務局職員を次のとおり任免することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、委員会の承認を求めます。  
議長 令和3年度の人事異動により、4月1日付けで住民会計課より、吉田実菜が総務係長として配属となりますのでよろしく願います。

議長 以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。  
議長 これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。  
議長 議案第8号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。  
議長 よって議案第8号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

**《日程第12》**

議長 次に日程第12「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

**【松尾主幹 挙手】**

議長 松尾主幹。  
議長 議案書は55ページをご覧ください。  
議長 今月は、農地法第18条第6項の規定による通知書を1件受理しましたので、ご報告いたします。  
議長 借入人の都合による合意解約となります。  
議長 解約届出日等は記載のとおりでございます



永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

3件目は、●●●●地区の●●●さんが、物置及び露天駐車場のため、令和2年4月15日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

4件目は、葛巻町が、自治公民館建設のため、令和元年7月16日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

5件目は、●●区の●●●●さんが、植林のため、令和元年5月16日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

6件目は、●●地区の●●●●●さんが、植林のため、令和2年5月15日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

7件目は、●●地区の●●●●●さんが、一般個人住宅建築のため、令和元年7月16日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

8件目は、●●地区の●●●●●さんが、農業用施設用地のため、令和2年8月12日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

9件目は、●●●地区の●●●●●さんが、植林のため、令和元年5月16日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

10件目は、●●地区の●●●●●さんが、農業用施設用地のため、令和元年12月13日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

11件目は、同じく●●地区の●●●●●さんが、農業用施設用地のため、令和2年12月14日に永久転用許可を受けた分の完了報告となります。

いずれも、3月10日に届出を受理いたしました。

3月15日に藤森委員と落幸委員が、状況を確認しております。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

**【3番 藤森委員 挙手】**

議長 藤森委員。

3番 現地確認の結果を報告します。

1番の土地には、和牛繁殖牛舎が建設されておりました。

2番の土地には、農家住宅が建設されておりました。

3番の土地には、物置が建設されるとともに駐車場として利用されておりました。

4番の土地には、山岸自治会館が建設されておりました。

5番と6番の土地は、植林されておりました。

7番の土地には、一般個人住宅が建設されておりました。

8番の土地には、堆肥舎が建設されるとともに、資材置き場等に利用されておりました。

9番の土地には、搾乳牛舎が建設中でありました。

10番の土地は、9番の牛舎の取付道路となっております。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第33回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年4月12日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_